那覇市こどものみらい応援プロジェクトネットワーク会議（※概要）

【報告事項】（仮称）那覇市こどもの権利条例制定に向けた取り組みについて

1. 条例制定の目的

- 令和 5 年 4 月 1 日施行のこども基本法や、1994 年に批准したこどもの権利条約を背景に、市民から条例制定を求める声があった。
- こども家庭庁が目指す「こども真ん中社会」の実現と、こどもの権利保障に向けた施策の総合的な推進を目指す。
- こども自身が人権について考えるきっかけとなり、市に暮らす大人がこどもの権利を守る意識を持てる、愛着のある条例とすることを目指す。

2. これまでの取り組み

年度	主な取り組み
令和 5 年度	15〜39 歳を対象に意識調査アンケートを実施（配布 6,000 人、回収 908 人、回収率 15.1%）
令和 6 年度	こどもの居場所をテーマにしたワークショップ「那覇市こどもの会議」（小学校 11 校、中学校 6 校、高校 1 校から計 28 名参加）、シンポジウム（約 200 名参加）、那覇市こども計画の策定
令和 7 年度	条例案の骨子案づくり、意見聴取業務（計 106 名参加）、庁内検討委員会（9 部 29 課）、シンポジウム、パブリックコメント（11 名から意見提出）

- 当初は令和 7 年度中の制定を目指していたが、ワークショップや意見聴取が不十分との指摘を受けた。
- こどもの権利ネットワーク沖縄やこども政策審議会からも、こどもが直接意見を述べる機会の不足や、プロセスの丁寧さに関する指摘があった。
- そのため、条例案をそのまま作るのではなく、意識醸成と意見聴取の場を先に設ける方針に転換した。

3. 今後の取り組み

- **こども会議**：当事者であるこどもが中心となって運営する会議（人数は未定、約20名を想定)。ここでの議論を市長へ提言し、庁内検討を経てこどもへフィードバックし、条例案に反映させる。
- **学校での意見聴取・意識醸成**：教育委員会と調整中。来週の校長会で学校教育部長から協力を依頼する予定。
- **こどもの居場所・未就学児からの意見聴取**：こども食堂、居場所、児童館、公民館などでこどもの意見を集め、こども会議に集約する。
- **市民・企業への意識醸成**：大人がこどもの権利を学び、それをこどもにどう反映させるかを考える機会とし、こども会議へフィードバックする。
- **関係各課との連携**：市民協働推進課、児童館、学校などの窓口を活用する。

4. 主な意見と協議内容

- **表現の見直し**：「意見聴取」ではなく「意見表明支援」とし、「言う権利がある」という視点に立つべきとの意見があった。市は表現を改めることとした。
- **既存の活動との連携**：人権擁護委員の８月の交流会や学校外のイベントを活用し、現場のこどもの声を集める案が出された。人権擁護委員からも協力の意向が示された。
- **企業・団体の協力**：商工会議所青年部が今年度中に「那覇ネクストスマイルムーブメント」（仮称）を奥武山公園で開催予定で、アンケート実施への協力が提案された。中小企業家同友会からは講演や研修の場を活用した意見聴取の提案があった。
- **年齢・属性に応じた手法**：未就学児から中高生まで、立場に応じた聞き方が課題として挙がった。発達段階別のプログラムを持つ団体から、連携の提案があった。
- **居場所の参加**：エンカレッジ那覇教室からは、人権の概念を段階的に理解させる必要性や、イベント参加への協力可能性が示された。

5. 今後の対応

- 各団体との個別の連携内容について、市が改めて連絡・相談を行う。
- 年齢や属性に合わせた意見聴取の方法（動画視聴後の意見収集など）を検討する。